

外国人登録証明書（平成24年7月8日までに手続き、または交付されたもの）の取り扱い

○外国人登録証明書とは

平成24年7月9日に廃止された、外国人登録制度に基づいてつくられたカードです。平成24年7月9日以降一定の期間は引き続き使用できます。

○外国人登録証明書を使用できる有効期限

現在お持ちの外国人登録証明書を使うことができるのは、16歳の誕生日までになりますので、それまでに新しいカード（特別永住者証明書）の交付申請をしてください。16歳以上の方は既に期限が切れていますので、早急に新しいカード（特別永住者証明書）の交付申請をしてください。

○変更に必要なもの

新しいカードに変更するときに必要なものは以下の3点です。

- ①外国人登録証明書
- ②有効なパスポート
- ③写真1枚（3か月以内に撮影した、たて4センチ、よこ3センチのもの）

○代理人による申請

申請できる方は、原則本人です。ただし、16歳以上の同一世帯の親族の方は、本人からの依頼があれば、代わって代理申請することができます。なお、その際には代理人の方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）も必要となります。

※上記以外で手続きに来られない場合は、西宮市役所本庁舎またはお近くの支所までお問い合わせください。

※アクタ西宮ステーション、サービスセンターでは上記の全ての手続きができません。

問い合わせ先

西宮市役所市民課	0798-35-3104
鳴尾支所：鳴尾町3丁目5-14	0798-47-0101
瓦木支所：瓦林町8-1	0798-67-5132
甲東支所：甲東園3丁目2-29 アプリ甲東3階	0798-51-2681
塩瀬支所：名塩新町1 塩瀬センター1階	0797-61-0521
山口支所：山口町下山口4丁目1-8 山口センター1階	078-904-0395